

安全



安心

# JAL不当解雇撤回ニュース

No152号 2012.04.19  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.com>

4月9日 緊急院内集会の報告③

## 不当判決跳ね返す国民的運動を!

4.9 JAL 不当解雇撤回緊急院内集会での弁護士報告と各界の代表のあいさつ(要約)を紹介します。



### 判決の概要と問題点 = 山口弁護士の報告

被告は結審の直前になって「更生手続き中においては整理解雇法理は適用されない、仮に適用されるとしても要件は大幅に緩和されるべき」と主張しましたが、両判決では整理解雇法理は適用されると示しました。しかし、どのように適用するのかという点で非常に問題の多い誤った判断となりました。

両判決の共通点は「更生計画に基づく事業規模の縮小に伴う人員削減であるなら、整理解雇の経営上の必要性は認められる」と判断している点です。

この更生計画の中身については裁判の中で徹底的に明らかにしてきました。更生計画の中の人員削減計画も達成し、人件費も予定より 206 億円も削減し、営業利益も 1200 億円も超過達成の実績となっていました。

今回の判決のように、更生計画に人員削減が書いてあるから解雇の必要性があるとすれば、整理解雇法理を適用して経営上の整理解雇の必要性を検証して判断するが、実質されていないに等しくなります。解雇回避の点でも、希望退職を募ったからと、われわれの主張を排斥しています。人選基準が航空の安全にもたらす影響についても「原告の憶測である」として一顧だにしていません。経営に即してみれば、JAL の解雇は全く必要性を見出せず、解雇回避の手段はいくらかでもあった中で解雇は有効とした、きわめてずさんで粗雑であり社会的にも大変な害悪をもたらす判決です。



控訴審においてこの判決を絶対に覆し、健全な判断を高裁から引き出すために取り組んでいきます。

### 全国民的課題として何倍もの力出し闘おう 大黒全労連議長

啞然とするような不当判決の内容。更生計画中であっても整理解雇の 4 要件は尊重されねば、と明らかにしましたが、中身は更生計画が万全でこれ以外のものは許さないという立場を JAL が主張し、裁判所もそれを追認しました。長年かけて勝ち



取ってきた到達点については、更生手続き中であっても踏みにじることはできないと言った訳ですから、ここを押さえつつ判決の不当性について全国民的課題として、これまで以上に何倍もの力を加え、大きな支援の輪で包囲していかなければと思っています。と同時に空の安全を守るという点でも、

全国民の願いとして粘り強く闘う決意をいたします。

### 「支える会」の会員数が運動の広がりのバロメーター 金澤全労協議長

稲盛さんのあの言葉にすべてが尽きると思います。民事 11 部と 36 部、話し合いがなかったとしたら一定の考え方・思想が裁判官の中に貫かれているということ、国の意思が働いていると考えます。今、非正規労働、不安定雇用が増える中で労働裁判が大変厳しい状況に置かれています。



私たち労働運動の後退が判決に反映されてしまったともいえます。控訴審を有利に闘うためにも、自主解決をさせるためにも大きな世論と国民運動が必要です。兵糧攻めを許さぬ闘い体制作りのためにも支える会を広げましょう。支える会の会員数が運動の広がりを示すバロメーターです。

## 「日本経団連東京地裁支部」と言われても

自由法曹団菊池前団長

不当判決に対し自由法曹団は声明を出した。ポイントは“企業はどれだけ利益を上げようとも再生・再建のために必要だと



言いさえすれば、いくらでも労働者の首を切れることになり、労働者を守るための整理解雇法理は、根底から形骸化されてしまう”“これは、労働者全体に加えられた攻撃である”ということです。こんな判決を出した東京地裁労働部に黙っていてよいのか。東京地裁労働部は看板をおろした方がよいと言いたい。これでは「経団連霞ヶ関支部」、もっと正確に言うなら「経団連東京地裁支部」だと言いたい。この判決は、生きるため生活するために声を上げ、働いているへの偏見、敵意に満ちています。この数ヶ月をみても派遣や不安定労働者への冷たい判決が続いています。東京地裁労働部のこうしたあり方を変えていく大きな運動にしていきたいと思います。

この判決は、生きるため生活するために声を上げ、働いているへの偏見、敵意に満ちています。この数ヶ月をみても派遣や不安定労働者への冷たい判決が続いています。東京地裁労働部のこうしたあり方を変えていく大きな運動にしていきたいと思います。

## 「JALと聞いたら不当解雇」と誰もが思うように

堀江婦団連会長

これまで女性団体として、「働く人の権利を守る」「空の安全を守る」この2点で一緒に闘ってきました。成田に格安航空会社が参入というニュースで、空港での停留時間が25分しかないと聞き、安全は大丈夫かと思いました。こんな不当判決を出す司法では、私達の安心も安全も守れません。大きな声で訴えていかねばと思います。そして様々な立場の人が「JALと聞いたら不当解雇」と。だれもが思うようにしていかなければならないと思います。自分達の問題として一緒に頑張っていきます。



## 「高い人件費」というイメージ植え付けのお粗末判決

東海林 MIC 議長

今回の判決を見ていると、管財人を選んだのも東京地裁、更生計画を決めたのも東京地裁、不当判決を出したのも東京



地裁、本当にひどい判決です。二次破綻の危険があるとして解雇しているが、すでに JAL の破綻の本質を見ていないってことです。原告 148 名の人件費が積み重なって、二次破綻を起こすなんて理屈は通りません。人権費が高いというイメージをうえつけたお粗末極まりない判決です。稲盛発言もツイッターで呟いたわけではなく、法廷での証言であるのに「心情の吐露」とは、自分の判決に自信のない表れだと思います。頑張りましょう。

## 安心して暮らせる社会と安全な JAL を

諏訪 JJ 労組連絡会事務局長

パイロット訓練生の問題で乗員組合がスト権を背景に会社と交渉し訓練再開の方向を見出しました。B777 のしりもち事故や整備の現場での指切断事故など、不安全事象が多発し止



まりません。現場で働いて感じるのは、整備もベテラン層が 1500 人くらい辞め、スキルの低下が指摘されています。今整備は全て子会社になっていますが、そこでは「JAL に選ばれる整備になれ」と言われています。新聞でも「日本は解雇規制が厳しい」と、4 要件の緩和の

論調です。今回の判決にはそうした大きな背景があると思います。安心して働ける社会にするために精一杯頑張ります。

## 働く誇りと喜びを奪って安全は維持できない

津恵航空連事務局長

本件は「心情の吐露」と言おうが、何んと言おうが、経営の TOP が必要なかったという解雇です。これほど労働組合をなめた解雇はありません。また、それを認める判決を、労働組合として許す余地など全くありません。儲け主義を突き進む JAL。巨額の利益を上げて解雇は有効という判決。さらに利益を上げるためにリストラを進める日航。こうした状況が、航空全体で起きており、労働者から働く喜びや誇りを奪い、職場の活気を奪っています。安全を支えているのは現場の労働者です。職場から活気がなくなるということは、安全基盤の崩壊を意味します。航空会社に相応しい安全第一の経営をさせるために、不当解雇を撤回し、職場に活気を取り戻す闘いに全力をあげたいと思います。皆さんの一層のご支援をお願いします。

